

市税などの納期のお知らせ

納期限は、8月31日(月)
市・県民税(第2期) 国民健康保険税(第2期) 収税課 224-5686
後期高齢者医療保険料(第2期) 医療助成課 224-5842
介護保険料(第2期) 介護保険課 224-5817

固定資産税などを減免します

資産税課 224-5645
面積が明確な私道の固定資産税などは、所有者の申請により減免される場合があります。

なお、個人が公道との出入りに利用する敷地内通路は、対象となりません。詳しくはお尋ねください。

国民年金基金は国民年金に上乗せする制度です

市民課 224-5764
国民年金基金は、自営業の方などがゆとりある老後を過ごすことができるよう、厚生労働大臣の認可を受けて設立された公的な法人です。国民年金基金に加入すると、老齢基礎年金に上乗せした年金が受けられます。また、掛金は全額社会保険料控

除の対象となり、受け取る年金には公的年金等控除が適用されます。

資料の請求・加入の申し込みは、埼玉県国民年金基金 0120-65-4192にお尋ねください。

法定外公共物について

建設管理課 224-5987

法定外公共物とは

里道・農業用水路などのように、法律が適用されていない公共物を法定外公共物といいます。なお、国道・県道・市道や、一級・二級・準用河川のように、法律が適用・準用される公共物は法定公共物といいます。

法定外公共物の調査を実施

市が所有する法定外公共物を適正に管理するため、占用調査を実施しています。法定外公共物を含む公用財産は市民全体の財産で、個人が独占的に使用することはできません。占用・工事・土砂採取などには許可が必要です。誤った占用の場合は、是正するための相談や、払い下げ・付け替え交換の申請を受け付けています。

法定外公共物の払い下げ

里道や農業用水路などのうち、現況がなく機能していないもので、今後道路や水路としての機能を回復する必要がないものは、払い下げが

可能な場合があります。

手続きには、利害関係者や地元自治会・水利組合などの同意を得たうえ、申請書や各種図面の作成、各種登記などが必要です。

払い下げが可能な場合の例

- ①土地の利用形態の変化などにより、本来の機能を失っている場合
- ②法定外公共物の代替施設が設置されたため、元の法定外公共物が不要となった場合

*このほかにも、払い下げが可能な場合があります。詳しくはお尋ねください。

規則の一部改正(案)に対する意見募集

職業センター 232-9911

Fax 232-9912

市では、職業センターの休業日等の見直しのため、川越市職業センター条例施行規則の一部改正を検討しています。市民の皆さんからの意見を反映するため、同規則の一部改正(案)に対する意見を募集します。

閲覧・募集期間：8月10日(月)～9月

9日(水)(必着)

閲覧場所：障害者福祉課(本庁舎1階)・職業センター・市民センター！

南連絡所

対象：市内在住・在勤・在学、また

は利害関係のある方

意見の提出方法：閲覧場所で配布する意見用紙に必要事項を明記し、〒350-1175笠幡4033-2・職業センター(持参・フックス可)

*市ホームページからも、閲覧・意見の提出ができます。

意見の取り扱い

提出された意見は、今後の規則改正の参考にします。類似の意見は取りまとめて公表し、個別の回答は行いません。なお、個人情報公表しません。

●訂正 7月10日発行の広報川越に折り込みの「川越プチマルシェ 庭先販売マップ」

農政課 224-5939

小林英男さんの販売所^⑤の所在地は、北エリアではなく、正しくは東エリアの右記の場所です。ご迷惑をお掛けしました。



悪質・危険な自転車運転者に対する講習制度が始まりました

防犯交通安全課 224-5721

6月1日から改正道路交通法の一部が施行され、危険行為を反復する悪質な自転車運転者に安全講習の受講が義務付けられました。

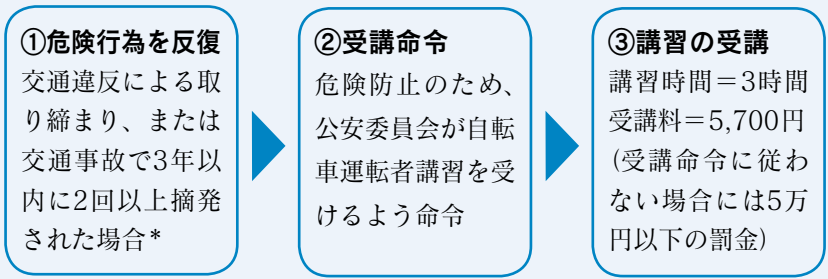
* 受講の対象は14歳以上です。



講習の対象となる危険行為(14類型)

- 信号無視
- 歩行者用道路における車両の義務違反
- 遮断踏切立入り
- 通行区分違反
- 指定場所一時不停止等
- 路側帯における通行方法違反
- 歩道通行時の通行方法違反
- 交差点安全進行義務違反等
- ブレーキ不良自転車運転
- 交差点優先車妨害等
- 酒酔い運転
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 通行禁止違反
- 安全運転義務違反

講習制度の流れ



* 県内・県外を問いません

自転車安全利用5則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
5. 子どもはヘルメットを着用

自転車は車の仲間です。
ルールとマナーを守り、安全に利用しましょう。

10月1日は国勢調査

情報統計課 224-6185

国勢調査は、国内に住んでいるすべての人を対象に、5年ごとに行われる大規模な統計調査です。今回の調査から、インターネットによる回答ができるようになり、より便利で簡単になります。スケジュールなど詳しい内容は、8月25日発行の広報川越でお知らせします。

国勢調査Q&A

Q 調査結果は、どのようなことに使われるのですか？

A 調査の結果は、地方交付税の算定や、各種行政施策の策定・推進の基礎資料として活用します

Q どうしても書かなければいけませんか？

A 国勢調査は、統計法という法律に基づいて実施され、同法により調査票を提出しなくてはならないことになっています。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします

小江戸川越花火大会 臨時バスを運行します

(公社)小江戸川越観光協会 227-8233

8月29日(土)開催の花火大会当日、臨時バスを運行します。花火大会について詳しくは、7月10日発行の広報川越・7ページまたは(公社)小江戸川越観光協会ホームページをご確認ください。



行き…午後4時から7時まで、本川越駅と川越駅東口から、会場行きの直通バスを運行
帰り…午後10時ごろまで、会場から川越駅東口経由本川越駅行きの直通バスを運行



スマートフォンでも回答できるよ!

国勢調査のイメージキャラクター センサクくん(左)とみらいちゃん(右)

まちづくりにつながる市民活動を応援します

市民活動支援課 ☎224 - 5705

市では、「協働によるまちづくり」を推進しています。協働とは、住みよい魅力あるまちづくりを目指し、市民と行政が協力し合いながら地域の課題解決に向けて一緒に取り組んでいくことです。

■どんな取り組みがあるの？

今年度は市民提案事業として下記の12事業、市からの委託事業として6事業の実施団体を決定しました。福祉や文化、観光等、まちづくりに関するさまざまな事業を、市民活動団体と市の協働事業として市内各所で実施していきます。

■協働事業に関わることはできるの？

体験できる事業がたくさんあります。市民活動に関わりたいけれどきっかけがないという方は、まずは協働事業に参加してみてください。事業内容など詳しくは、市ホームページで確認できます。

今年度実施する協働事業(市民提案事業)

- | | |
|---|------------------------------------|
| ① 川越百景絵画展児童・生徒の部第2回展 | ⑧ 東日本被災地の人達に励ましカードを届ける巡回展 |
| ② 第11回 復活！唐人揃い～朝鮮通信使～ 多文化共生・国際交流パレード | ⑨ 自然にやさしい福田たんぼ活動 |
| ③ プレママつながり事業 | ⑩ 武蔵野里山イニシアティブ「里山讃歌音楽祭」KAWAGOE2015 |
| ④ 生活困難家庭の児童・生徒へ対する学習支援事業 | ⑪ NPO や自治会等の情報発信を商店会が支援する事業 |
| ⑤ 伝統「和楽器」演奏文化事業 | ⑫ マジックを通じた世代間交流、児童等のボランティア活動の推進事業 |
| ⑥ 村瀬守保写真展「平和をねがう一兵士が残したもの」 | |
| ⑦ 高齢者生き生き事業 ～空き家を活用した高齢者生活支援・介護予防・社会参加事業～ | * 提案順。④⑦は特定の地域を中心に行う事業です。 |

ウェスタ川越「ワークショップ・情報コーナー」をご利用ください！

市民活動団体やNPO 法人等が、自由に利用し交流することができる共用のスペースです。少人数の打ち合わせができるテーブルや、情報収集用のパソコン・パンフレットラックなどがあります。

利用方法…予約は不要ですが、スムーズに利用していただくため、ウェスタ川越1階総合案内にある受付簿に記入し、テーブル番号札をお取りください

*このほかウェスタ川越では、市民活動支援講座を実施しています。ぜひ、ご利用ください。



ウェスタ川越2階 市民活動・生涯学習施設内にあります

緊急サポートセンター

サポート会員養成講習会

こども育成課 ☎224 - 5724

緊急サポートセンター事業は、病児・病後児の預かりや、緊急・突発的な預かりなどを会員同士で行う、地域における育児の助け合い活動です。同事業で子どもを預かる有償ボランティア(サポート会員)になるために必要な講習会を開催します。講習内容は、子どもの体と心の発達、子どもの病気の特性、子どもの事故と安全管理・応急処置などです。

日時…9月7日(月)・9日(水)・10日(木)・11

日(金)、午前9時30分～午後4時30分

会場…小仙波庁舎2階会議室

対象…受講後、サポート会員として活動できる成人(資格不問)

定員…先着20人

経費…無料

持ち物…筆記用具・昼食・飲み物

申し込み…8月15日(土)、午前7時から電話・ファクスで緊急サポートセンター 埼玉 ☎048-297-2903 ☎050-3488-0147



「市民意見箱」で皆さんの声が直接市長に届きます

より開かれた市政を目指して、「市民意見箱」を設置しています。

設置場所は市民センターや公民館などの26か所です。寄せられたご意見は、市長が直接拝見します。様式は自由です。意見箱には専用の用紙が備え付けてあります。住所と氏名を明記し、意見箱に入れてください。



市政に対するご意見やご提案をお

待ちしています。

設置場所

本庁舎1階・市民センター・南連絡所・メルト・ジョイフル・総合保健センター・オアシス・中央公民館・南公民館・北公民館・高階南公民館・霞ヶ関北公民館・大東南公民館・中央図書館・西図書館・クラッセ川越
 ＊このほかに、郵送(〒350・8601川越市役所広聴課)・専用ファクス 222・5454・市ホームページの「市政への提案フォーム」からも提出することができます。

広聴課 224・5011

川越市オンブズマン制度をご利用ください

オンブズマン制度は、市民の権利・利益を守り、公正で信頼される市政を推進するため、市政への苦情や不服について、公正・中立な立場から解決を図る制度です。

●申し立ての手続き

市政に対する苦情で、申立人自身の直接の利害にかかわるものであれば、どなたでも申し立てることができます。

申し立ては、広聴課(本庁舎3階)・市民センター窓口にある「苦情申立書」に、必要事項を明記し、提出してください。オンブズマ

ン会議あて(〒350・8601川越市役所広聴課内オンブズマン会議)に、郵送することもできます。

●苦情の範囲

苦情の内容は、その事実があった日から1年以内のものに限ります。議会に関する事項など、調査できないものがありますので、あらかじめ広聴課にお尋ねください。

●川越市オンブズマン

赤松岳さん(代表・弁護士) ▼ 松本弥生さん(弁護士) ▼ 陸登美江さん(医療法人理事)

広聴課 224・5011

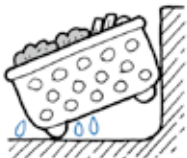
ごみ処理とぴくす

ちょっとひと手間 ごみ減量の「水切り」技

資源循環推進課 239-6267

水分が多い生ごみなどは、捨てる前に「水切り」をしましょう。集積所に出す時にごみ袋が軽くなる、ごみ焼却炉の燃焼効率上がるなどさまざまな効果があります。ごみの水切り減量に取り組んでみませんか。

三角コーナーを斜めにセット



斜めに傾け、水分がたまるのを防ぐ。手軽にできる方法です。

水切りネットを浅くする



ネットを浅くし、水につかないようにする。こまめに生ごみをさらうことも大切です。

手で絞る



捨てる前に手で水分を絞る。最も確実に効果的な方法です。

天日で乾かす



野菜くずやティーバッグを天日干し。風で飛ばないように注意しましょう。

ごみ出しの強い味方「川越市ごみ分別アプリ」配信中!

収集日カレンダー、分別辞典など、ごみ出し情報を提供するスマートフォン向けアプリです。アプリは無料ですが、インターネット接続などにかかる費用は利用者の負担となります。

● iPhone 版



● Android 版

